

公 示

水路業務法（昭和25年法律第102号）第8条の規定に基づき、水路測量の実施について、次のとおり公示する。

令和8年6月30日

第七管区海上保安本部長

大達 弘明（公印省略）

1 水路測量を実施しようとする者の氏名又は名称及び住所

(1) 名 称 北九州市

(2) 住 所 福岡県北九州市小倉北区城内1番1号

2 水路測量を実施する区域及び期間

(1) 区 域 関門港響新港区（付図のとおり）

(2) 期 間 令和8年7月8日から

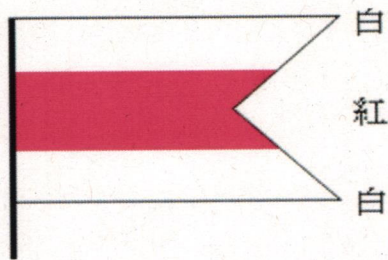
令和8年7月31日（内1日）

3 水路測量の実施方法

VRSTKによる測位、マルチビーム測深機（NORBIT社製 Winghead i67）による測深

4 航行船舶に対する安全措置

(1) 水路測量に従事する船舶は、水路業務法施行規則（昭和25年運輸省令第55号）第6条に定める標識を掲揚



(2) 七管区水路通報に掲載する。



海上保安庁 (JCG) / (C) Esri Japan
海洋状況表示システムを加工して作成